

## 平成18, 19年度

### 工事等競争入札参加資格審査申請書提出要領（追加申請）

石川県加賀市

1. 受付期間 平成18年2月1日(水) ～ 平成18年2月28日(火)  
(月曜日から金曜日)  
午前9時 ～ 午後5時 (時間厳守)

2. 受付場所 加賀市大聖寺南町ニ41番地 (〒922-8622)  
加賀市役所総務部行財政課 (本館2階)  
TEL 0761-72-7810 fax 0761-72-5650

3. 提出方法 持参又は郵送 (郵送の場合は受付期間中に必着とする)

#### 4. 指名願を提出できる者の範囲

指名願を提出できる者は、次に掲げるすべてに該当するものです。

- (1) 指名願を提出する日において、建設業者にあつては建設業法に基づく建設業の許可を、測量・調査・設計・建設コンサルタント・補償コンサルタント業者にあつては測量法、地質調査業者登録規程、建築士法、建設コンサルタント登録規程、補償コンサルタント登録規程に基づく登録をしている者。ただし、建設工事の施工に付随する試験・調査等で法令に基づく登録を要しないものにあつてはこの限りでない
- (2) 平成17年12月31日までに納期限の到来した国税、県税及び市税を完納している者。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しないもの、又は同条第2項に該当し、その事実があつた後2年を経過した者。
- (4) 建設業者にあつては、建設業法第27条の23の規定による経営に関する客観的事項の審査(以下「経営事項審査」という。)を受けている者。ただし、平成16年3月以降に受けた経営事項審査により申請をしようとする場合は、許可行政庁に法第27条の29第1項の規定による総合評定値の請求をしている者とする。

## 5. 有効期限

本申請の有効期限は、平成 20 年 3 月 31 日までとする。

## 6. 提出書類

次の表の○印をつけた書類を提出して下さい。

書類 番号	書 類 の 名 称	建設業	測量・設計等 コンサルタント業者	備 考
1	競争入札参加資格申請書	○	○	国交省又は 石川県様式
2	許可（登録）証明書	○	○	コピー可
3	納税証明書	○	○	コピー可
4	総合評定値通知書（写）又は 経営事項審査結果通知書（写）	○		
5	経営規模等総括表		○	コピー可
6	営業所一覧表（該当者のみ）	○	○	コピー可
7	技術職員名簿（総括表）及び 技術職員名簿	○	○	コピー可
8	工事（業務）経歴書 （直前 2 か年分）	○	○	コピー可
9	決算書（直前 2 か年分）		○	コピー可
10	使用印鑑届	○	○	
11	商業登記簿謄本（個人業者は 代表者の身分証明書）	○	○	コピー可
12	委任状（該当者のみ）	○	○	
13	加賀市相手方登録申出書	○	○	加賀市様式

### \* 注意事項

- ・ 書類の様式は、国土交通省統一様式又は石川県様式に準ずる。（書類番号 13 は加賀市様式）
- ・ 各証明書の発行有効日は、指名願を提出する日前 3 ヶ月以内とする。（納税証明書は除く。）
- ・ 提出部数は 1 部、書類番号順に A 4 ファイル（色自由）綴じにし、表紙と背表紙に商号又は名称を記載すること。
- ・ 書類番号 1：商号・名称及び代表者名にはフリガナをつけ、代表者印（支社長等印は不可）を押印のこと。
- ・ 書類番号 3：納税証明書（国・県税に係る滞納無しの証明）

県内に本店、営業所等を有する業者	県 税 国 税
県外に本店、営業所等を有する業者	国 税

\* 加賀市内に本店、営業所等を有する業者の方は、市税滞納有無調査承諾書も提出してください。

\* 国税……法人税（法人）又は所得税(個人)及び消費税

- 書類番号 5：コンサルタント業者で国土交通省様式の資格審査申請書を提出するときは省略可。
- 書類番号 6：営業所ごとの名称、所在、電話番号及び建設業にあっては許可区分を明記すること。
- コンサルタント業者で確認済の現況報告書（全部）直前2か年分の写しをもって、書類番号 7、8、9 は省略可。
- 書類番号 12：本店から支店及び営業所へ権限を委任する場合に添付。
- 複数の業種（工事・コンサルタント）を申請される方は、同時に申請し、書類番号 13 は1枚に記載してください。
- 申請書を郵送で提出する方で受付受理票希望の方は、返信用切手を貼付し、住所・宛名を記入した封筒又は葉書を同封すること。

\* 提出書類に少しでも不備があった場合は、返戻いたしますのでご了承下さい。